

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社に雇用され、警備員として就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、自転車に乗って公園を巡回警備中、公園の縁石に当たって転倒し、負傷した。請求人は、同月〇日、C病院に受診し「右中指基骨骨折、頸椎捻挫、腰椎捻挫、両肩打撲、両肘打撲、頭部打撲、両膝打撲、両手打撲、両足関節打撲」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付を請求したところ（以下「前回請求」という。）、監督署長は、請求人の本件傷病は同年〇月〇日をもって治ゆ（症状固定）しているとして、同年〇月〇日以降については、これを支給しない旨の処分をした（以下「前回処分」という。）。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが棄却され、再審査請求に及んだものの、当審査会は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却している（平成28年労第153号事件、以下「前回裁決」という。）。

今般、請求人は、前回請求の後続請求として、監督署長に平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間に係る休業補償給付を請求したところ、監督署長

は、前回処分と同様の理由により、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの期間における休業補償給付の請求に対し、これを支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、前回の再審査請求において、痛みやしびれのため整骨院において毎日リハビリと針治療を続けており、働ける状態にないことから、平成〇年〇月〇日以降も休業が必要である旨主張するところ、当審査会では、前回裁決に係る裁決書において、「請求人の本件傷病は平成〇年〇月〇日以降について、療養のため労働をすることができない状態であったとは認められない」と判断したところである。

本件再審査請求は、前回再審査請求の後続期間に係る請求であり、請求人の主張は前回請求時と同一のものであると認められることから、前回裁決に係る裁決書の判断を変更すべき事情は認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。